

秋田市告示第96号

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第58条の6の規定に基づき、特定子ども・子育て支援施設等が次のとおり確認の辞退をしたので、同法第58条の11の規定により告示する。

令和4年3月30日

秋田市長 穂 積 志

- 1 特定子ども・子育て支援提供者の名称、特定子ども・子育て支援を提供する施設又は事業所（以下「施設等」という。）の名称および所在地ならびに子ども・子育て支援施設等の種類

特定子ども・子育て支援提供者の名称	施設等の名称	施設等の所在地	子ども・子育て支援施設等の種類
学校法人 秋田キリスト教 学園	秋田幼稚園	秋田市高陽青柳町1 3番31号	預かり保育事 業、一時預かり 事業
社会福祉法人 翼友会	ふじ保育園	秋田市飯島飯田一 丁目12番40号	一時預かり事業
社会福祉法人 翼友会	ナーサリーふじ	秋田市飯島西袋一 丁目1番3号	一時預かり事業、 病児保育事業
秋田市	秋田市上新城幼児 園	秋田市上新城五十 丁字大村屋敷22番 地	一時預かり事業
若狭春奈	キッズライン	秋田市飯島美砂町 5番45号	認可外保育施設、 一時預かり事業
田澤崇	森の幼稚舎	秋田市桜三丁目9 番3号	認可外保育施設

- 2 1に掲げる特定子ども・子育て支援施設等が確認の辞退をした年月日
令和4年3月31日